

事務連絡  
令和元年10月30日

岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、  
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、  
長野県、静岡県、仙台市、千葉市、川崎市、宇都宮市、郡山市、  
いわき市、長野市、相模原市、さいたま市、川崎市、八王子市、  
前橋市、高崎市、越谷市、福島市及び川口市産業廃棄物主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条の規定による行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置の適用について

令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第129号）が令和元年10月18日付けで公布・施行されたことにより、令和元年台風第十九号による災害が、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号。以下「災害特措法」という。）第2条第1項の「特定非常災害」として指定されるとともに、行政上の権利利益に係る満了日の延長等を行うことにより、被災者の権利利益の保全等を図ることとなった。

これに伴い、環境省では、災害特措法第3条第2項に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の規定による許可又は認定（以下「許可等」という。）のうち、特定非常災害発生日（令和元年10月10日）以降にその有効期間が満了するものであって、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条に規定する災害発生市町村の区域（以下「特定被災区域」という。）内において次に掲げる許可等に係る業を行う者に係る者及び施設を設置している者について、当該許可等に係る有効期間の満了日を令和2年3月31日まで延長することとした（令和元年台風第十九号による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件（令和元年10月環境省告示第23号。以下「環境省告示第23号」という。))。

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
廃棄物処理法第 14 条第 1 項の規定による許可であって、同条第 2 項の規定により、令和 2 年 3 月 30 日以前にその有効期間が満了するもの	特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者	令和 2 年 3 月 31 日
廃棄物処理法第 14 条第 6 項の規定による許可であって、同条第 7 項の規定により、令和 2 年 3 月 30 日以前にその有効期間が満了するもの	特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者	
廃棄物処理法第 14 条の 4 第 1 項の規定による許可であって、同条第 2 項の規定により、令和 2 年 3 月 30 日以前にその有効期間が満了するもの	特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者	
廃棄物処理法第 14 条の 4 第 6 項の規定による許可であって、同条第 7 項の規定により、令和 2 年 3 月 30 日以前にその有効期間が満了するもの	特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者	
廃棄物処理法第 15 条の 3 の 3 第 1 項の規定による認定であって、同条第 2 項の規定により、令和 2 年 3 月 30 日以前にその効力を失うもの	特定被災区域内において当該認定に係る施設を設置している者	

一 延長措置の対象者の判断について

環境省告示第 23 号により指定された許可等に係る有効期間の延長措置（以下「延長措置」という。）の対象者は、特定被災区域内において業を行う者等であるが、その判断に当たっては、許可等の区分に応じ、産業廃棄物収集運搬業者にあつては、特定被災区域内において業の許可を受けているか否かにより判断し、産業廃棄物処分業者又は熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設を設置する者として認定を受けた者にあつては、当該許可等に係る事業の用に供する施設等の所在地が特定被災区域内に存在するか否かにより判断されたい。

なお、本延長措置は、行政庁による個別の確認行為を経ず、環境省告示第 23 号により指定された対象者に一律に適用されるものであるが、当該対象者が今般の台風により特段の被害を被っていないな

どの理由から、当該延長措置の適用を受ける意思を有しておらず、行政庁においても更新に係る事務を行うことが可能な場合については、従前の許可等の有効期間を満了日として取り扱うことも可能である。

また、災害特措法第3条第3項により、行政庁は、特定非常災害の被害者であって、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについても、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができることとされていることから、環境省告示第23号の対象外となった者についても延長措置を講ずる必要がある場合には、令和2年3月31日までの期日を指定し、当該者に係る許可等の有効期間を延長することが可能である。

## 二 延長措置の対象者に係る許可証又は認定証について

延長措置の対象者については、現に交付を受けている許可証又は認定証（以下「許可証等」という。）に記載された許可等の有効期間と実際の許可等の有効期間とに食い違いが生じることとなる。

そのため、延長措置の対象者に係る許可証等については、管轄内において特定被災区域とされている区域を周知するなどして、当該延長措置の対象者が円滑に業を継続することができるよう努められるとともに、許可証等の書換えなども事業者の個別の求めに応じ、実施されたい。

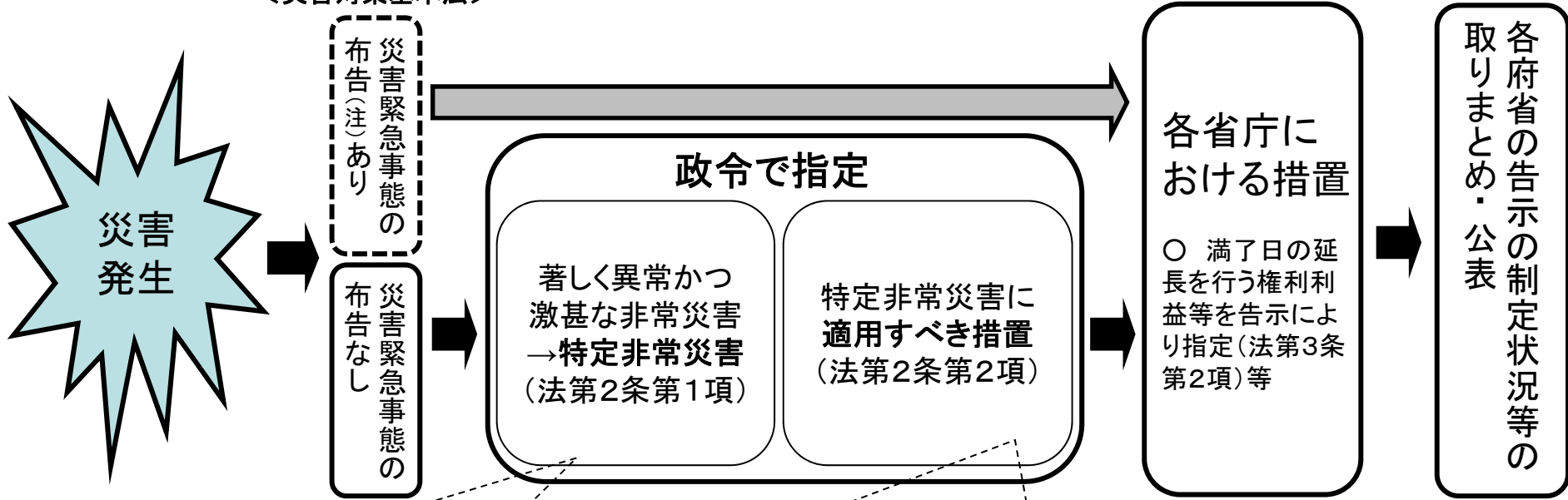
## 三 延長措置の対象となる許可等に係る更新後の有効期間の起算日について

延長措置の対象となる許可等については、その有効期間は、令和2年3月31日までとなることから、当該許可等に係る更新後の許可等の有効期間の起算日については、従前の許可等の有効期間が延長されたことを前提として更新に係る事務を行われたい。

## 四 その他環境省告示第23号の運用については、平成30年7月豪雨時の際の告示発出時に寄せられた質問をもとに作成した別紙Q&Aも参照されたい。

# 特定非常災害特別措置法の概要

<災害対策基本法>



## 「著しく異常かつ激甚な非常災害」とは？

次の事項等の諸要因を総合的に勘案

- ① 死者・行方不明者、負傷者、避難者等の多数発生
- ② 住宅の倒壊等の多数発生
- ③ 交通やライフラインの広範囲にわたる途絶
- ④ 地域全体の日常業務や業務環境の破壊

(注) 国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚な災害時に、応急対策の推進のため発せられるもの  
・関東大震災に類する又はこれを超える災害時に発布想定  
・未だ適用実績なし

## 適用すべき措置の内容

- ① 行政上の権利利益に係る満了日の延長 (法第3条)  
例: 運転免許証 (道交法92条の2)
- ② 期限内に履行されなかった義務に係る免責 (法第4条)  
例: 薬局の休廃止等の届出義務 (医薬品医療機器等法10条)
- ③ 債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例 (法第5条)
- ④ 相続の承認又は放棄をすべき期間に関する民法の特例措置 (法第6条)
- ⑤ 民事調停法による調停の申立ての手数料の特例措置 (法第7条)
- ⑥ 建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例措置 (法第8条)
- ⑦ 景観法による応急仮設住宅の存続期間の特例措置 (法第9条)

## 災害特措法に基づく告示に係る Q&A

### Q1.収集運搬業者について、対象者となるかはどのように判断すべきか。

A1. 災害救助法の適用が決まった市町村でその業者が積込み、積下ろしという収運業を実際に行っているか否かを判断するにはマニフェストや契約書を確認することが考えられるが、収運業者は非常に数が多く、行政庁も被災している状況でそのような手続を行政が負担することは現実的に困難であると考えられることから、事務連絡において「特定被災区域内において業を行う許可を有しているか否かにより判断」してよいとしている。つまり、都道府県知事又は政令市長の許可を有していれば、実際に適用対象の市町村で業を営んでいるかを確認することなく告示の対象になると考えていただいて差し支えない。

環境省としては、被災された事業者や被災自治体にさらなる負担をお願いするつもりは全くないため、収運業者が当該告示について相談に来られた際には過度な書類の提出を求めること等は避け、救済を重視して対応いただきたい。

### Q2.対象者は何日から何日の間に許可が満了になった者か。

A2. 令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令及び環境省告示第 23 号に規定するとおり、令和元年 10 月 10 日から令和 2 年 3 月 30 日までの間に許可が満了する者が対象である。

### Q3.延長された際の新しい許可の起算日はいつか。

A3. 令和 2 年 4 月 1 日である。

### Q4. 当該告示対象者から申請があり、令和 2 年 3 月 31 日より前に新しい許可証を発行できた場合、その日が有効期間の起算日との考えでよいか。

A4. 環境省告示第 23 号は、台風第 19 号の被災者の特定権利利益の保護を目的とするものであるため、環境省告示第 23 号の対象者の間で差を設けることは想定していない。被災した廃棄物処理業者の救済という観点から有効期間の起算点について判断いただきたい。

### Q5. この延長の措置を知らずに廃棄物処理業の許可の更新申請をしてきた業者についてはどのように取り扱うべきか。申請書を出したことにより「措置を使う意思がない」と判断すべきか。

A5. 環境省としては、被災した廃棄物処理業者の救済という観点から環境省告示第 23 号に

よって有効期間の延長等の特別措置を行っている。環境省告示第 23 号の特別措置を利用するかどうかは申請者の自由と考える。ただし、本件特例措置を知らないままに申請を行ってきた申請者に対しては、申請書を受理する前にこのような措置があることを一声かけていただくことがより望ましいと考える。

**Q6. 該当者は、被災の事実を証明するり災証明書等、あるいは、申出書等の書類を提出する必要はないのか。**

A6. 追加的な書類の提出については求めない。被災者に対し過度な負担とならないようにする観点から御判断いただきたい。

**Q7. 例えば、本社が特定被災区域にあたる A 県内にあり、積下ろし場所が特定被災区域外の B 県の会社であっても、B 県の許可は措置の対象とはならず、保全されないということがあるのか。**

A7. B 県の許可の業を A 県では行っていないという前提であれば、貴見のとおり。ただし、災害特措法第 3 条第 3 項に基づき、「保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出」が行われた場合には、満了日の延長を行うことは可能である。

**Q8. 本告示の対象となる申請者について、令和元年 10 月 10 日から環境省告示第 23 号が公布された同年 10 月 28 日までの間に既に適法に更新手続を終えた許可について、環境省告示第 23 号を適用させて従前の許可の有効期間を延ばすべきか。**

A8. 適法に更新手続が完了している以上、災害特措法による措置の対象となる許可等はすでに存在しなくなっていると考えられるため、環境省告示第 23 号を適用させる必要はないと考える。